

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十二号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「あるか又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が」に改める。

第二十八条中「あるか又は」を「あるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。